

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和4年6月22日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100166号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200008号

第1 結論

1 請求者のA社における平成23年12月15日、平成24年6月15日、平成24年12月17日、平成25年6月14日、平成26年4月18日、平成26年12月24日、平成28年3月18日、平成28年10月14日、平成29年2月13日、平成29年10月17日、平成30年11月5日及び令和元年10月25日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の1のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成26年4月18日、平成26年6月17日、平成26年10月22日、平成26年12月24日、平成27年10月15日、平成28年3月18日、平成28年10月14日、平成29年2月13日、平成29年10月17日、平成30年11月5日及び令和元年10月25日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の2のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額(訂正前の標準賞与額及び上記第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年6月
② 平成15年9月
③ 平成15年12月
④ 平成16年6月
⑤ 平成16年10月
⑥ 平成16年12月
⑦ 平成17年6月
⑧ 平成17年10月
⑨ 平成17年12月
⑩ 平成18年6月
⑪ 平成18年10月
⑫ 平成18年12月

- ⑬ 平成 19 年 6 月
- ⑭ 平成 19 年 10 月
- ⑮ 平成 19 年 12 月
- ⑯ 平成 22 年 10 月
- ⑰ 平成 23 年 12 月 15 日
- ⑱ 平成 24 年 6 月 15 日
- ⑲ 平成 24 年 12 月 17 日
- ⑳ 平成 25 年 6 月 14 日
- ㉑ 平成 26 年 4 月 18 日
- ㉒ 平成 26 年 6 月 17 日
- ㉓ 平成 26 年 10 月 22 日
- ㉔ 平成 26 年 12 月 24 日
- ㉕ 平成 27 年 10 月 15 日
- ㉖ 平成 28 年 3 月 18 日
- ㉗ 平成 28 年 10 月 14 日
- ㉘ 平成 29 年 2 月 13 日
- ㉙ 平成 29 年 10 月 17 日
- ㉚ 平成 30 年 11 月 5 日
- ㉛ 令和元年 10 月 25 日

A社から支払われた請求期間①から㉛までの賞与のうち、請求期間㉔及び㉒について、支給された賞与額より低額な標準賞与額が記録されており、その余の請求期間は、標準賞与額の記録がない。

請求期間①から㉛までについて、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 請求期間⑰、⑱、⑲、㉑、㉔及び㉖から㉛までについて、オンライン記録に標準賞与額は記録されていないものの、請求者から提出された賞与明細書の写し（以下「賞与明細書」という。）及び賞与の振込口座に係る普通預金元帳の写し（以下「普通預金元帳」という。）並びにA社の業務委託先である会計事務所から提出された所得税源泉徴収簿の写し（以下「源泉徴収簿」という。）によると、請求者は同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認又は推認できる。

また、請求期間㉔について、普通預金元帳によると、請求者は当該事業所からオンライン記録の標準賞与額を上回る賞与の支払を受け、当該賞与からオンライン記録の標準賞与額に基づく厚生年金保険料より高額な保険料を事業主により控除されていたことが推認できる。

したがって、請求者の当該事業所における請求期間⑰から㉑まで、㉔及び㉖から㉛までの標準賞与額については、賞与明細書及び普通預金元帳並びに源泉徴収簿から推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の1のとおりとすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（請求期間㉔に係る訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間⑰から㉑まで、㉔及び㉖から㉛までに支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否

かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 請求期間⑳、㉔及び㉖から㉑までについて、賞与明細書及び源泉徴収簿によると、請求者は、当該事業所から上記第3の2の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額を上回る賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、請求期間㉒について、普通預金元帳及び源泉徴収簿によると、請求者は、当該事業所からオンライン記録の標準賞与額を上回る賞与の支払を受けていたものの、当該賞与から控除された厚生年金保険料に見合う標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額より低額であることが確認できる。

さらに、請求期間㉓及び㉕について、普通預金元帳及び源泉徴収簿によると、請求者は、当該事業所から賞与の支払を受けていたものの、当該賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

以上のことから、請求者の請求期間㉑から㉑までに係る標準賞与額については、厚生年金特例法による訂正は認められないものの（請求期間㉑、㉔及び㉖から㉑までについては、上記第3の2の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額を除く。）、賞与明細書及び普通預金元帳並びに源泉徴収簿により確認できる請求者の賞与額から、別表の2のとおりとすることが妥当である。

なお、請求期間㉑から㉑までの訂正後の標準賞与額（訂正前の標準賞与額及び上記第3の2の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 4 請求期間㉑から㉒までについて、請求者及び当該事業所は、当時の資料を保管していない旨回答している。

また、請求者が、賞与の振込先として挙げた金融機関は、請求期間㉑から㉒までに係る預金取引状況は確認できない旨回答していることから、当該期間について、賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間㉑から㉒までの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間㉑から㉒までについて、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100166号
 厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200008号

【標準賞与額に係る訂正】

		1	2
訂正期間	訂正前の標準賞与額	厚生年金特例法による 訂正後の 標準賞与額	厚生年金保険法第75条 本文による訂正後の 標準賞与額
平成23年12月15日	記録なし	29万円	—
平成24年6月15日	記録なし	16万6,000円	—
平成24年12月17日	記録なし	32万円	—
平成25年6月14日*	16万1,000円	16万2,000円	—
平成26年4月18日	記録なし	5万6,000円	12万円
平成26年6月17日	14万6,000円	—	18万円
平成26年10月22日	記録なし	—	5万円
平成26年12月24日	記録なし	21万8,000円	28万円
平成27年10月15日	記録なし	—	5万円
平成28年3月18日	記録なし	3万9,000円	5万円
平成28年10月14日	記録なし	3万8,000円	5万円
平成29年2月13日	記録なし	3万8,000円	5万円
平成29年10月17日	記録なし	3万8,000円	5万円
平成30年11月5日	記録なし	3万8,000円	5万円
令和元年10月25日	記録なし	3万8,000円	5万円

※ 平成25年6月14日の標準賞与額については、賞与支払日を平成25年6月30日から同年同月14日に訂正の上、標準賞与額を16万1,000円から16万2,000円に訂正を行う。